

# 著しく歯科診療が困難な場合

8

社保研究部

今回は著しく歯科診療が困難な者に対しての診療について紹介する。

### 症例解説

症例は付き添いの母親が 6| にう窩ができていたとの申し出で来院した。自閉症で、普段の歯みがきも嫌がるケースである。

初診時は、チェアに座れない状態となり、TEACCH法を用い絵カードでチェアまでの流れを説明し誘導した。このように患者が円滑に歯科治療環境に適応できるよう専門的技法(表1)を用いた場合は、初診時歯科診療導入加算が算定できる。

表1 専門的技法の例

Tell-Show-Do法 オペラント法、モデリング法、 TEACCH法、遊戯療法、ボイスコントロール法など
--

う蝕処置当日(11/8)は、処置するも、落ち着きがなく、治療が進まない。翌週に充填することにした。再診時も状態が変わらなかったため、歯科診療特別対応加算(特)を算定している。著しく歯科診療が困難な者とは、障がい者手帳や療養手帳の有無と関係なく、治療の目的が理解できず治療に協力が得られないなどの場合に算定する(表2)。さらに開口の維持が困難な者に対し、その状態に配慮し、処置や麻酔などを実施した場合は、それぞれに応じた加算が算定できる。その日の状況をカルテに記し、状態に応じて算定する。その場合、症例は充填だが、歯冠補綴やブリッジの場合は、クラウンブリッジ維持管理料の対象外となる。

また、同一初診期間中に特または特導の算定がある場合、歯清が月に1度算定できる。2014年改定でう蝕多発傾向者の要件が緩和され、7歳は永久歯1歯以上歯冠修復歯があれば、う蝕多発傾向者として、F局による継続的管理ができる(12/17)。歯冠修復終了歯の部位の病名を「C管理中」とする。

表2 歯科診療特別対応加算が算定できる状態

脳性麻痺などで身体の不随意運動や緊張が強く体幹の安定が得られない状態
知的発達障害などにより開口保持ができない状態や治療の目的が理解できず治療に協力が得られない状態
重症の喘息患者などで頻繁に治療の中断が必要な状態
日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ歯科診療に際して家族などの援助を必要とする状態
上記に準じる状態

診療開始にあたり、専門的技法を用いた場合、初診料に特導を加算する。

特は、算定のつど患者のその日の状態を記載する。

開口の保持や体位、姿勢の保持が必要な患者や頻繁に治療中断を伴う患者に、患者の状態に留意しながら行った処置や麻酔料に加算する。

### う蝕多発傾向者

年齢	歯冠修復終了乳歯数	歯冠修復終了永久歯数
0~4歳	1歯以上	—
5~7歳	乳歯3歯以上または永久歯1歯以上	
8~10歳	—	2歯以上
11~12歳	—	3歯以上

特または特導を算定した患者は、毎月歯清が算定できる。

部位	傷病名	診療開始日
6	C <sub>2</sub>	令和1年11月5日
6	C管理中	令和1年12月17日
〔年齢〕 7歳 男児		
〔主訴〕 歯に穴が開いている		
〔所見〕 6 咬合面にう蝕を認める。臼歯部に歯石付着。自閉症。		

月日	部位	療法・処置	点数
11/5		初診	251
		特導 TEACCH法 極度の混乱状態	250
		待合室で絵カード見せチェアまで誘導	/
		歯管 文(母親の同意を得て計画作成) (100+10)	110
		6 う蝕治療後、歯面清掃やブラッシング指導予定	/
11/8		再診 明細	51
		再診 特 緊張状態強く開口の維持困難	175
		TEACCH法(内容略) X-Ray撮影できず	/
	6	浸麻 (30×150×100)	45
		OA+スキャンドネストCt3% 0.6ml	12
		う蝕処置(軟化象牙質除去) (18×150/100)	27
		間Pcap(ダイカル) (30×150/100)	45
		歯清 (68×150/100)	102
11/12		再診 明細	51
		再診 特 少し緊張和らぐも開口維持困難	175
	6	浸麻 OA+スキャンドネストCt3% 0.5ml	/
		KP(O) (60×150/100)	90
		EE・EB	/
		光CR充1(O) (104×150/100+11)	167
		う蝕多発傾向のため次月から後継管理	/
11月分 3日分 1,551点			
12/17		再診 明細	51
		再診 特 緊張状態強く、開口の維持困難	175
		TEACCH法を用い、フッ化物歯面塗布について	/
		説明	/
	EDC21 12CDE 6EDC21 12CDE6	F局 (110×150/100)	165
		歯管 F洗 文(文書添付) (100+40+10)	150
		う蝕多発傾向者。TBI、ブラッシングを母親に指導	/
		毎月歯の清掃をしていくことを、説明し同意を得る	/
		歯清 (68×150/100)	102
12月分 1日分 643点			

## か強診・歯援診の経過措置 終了日近づく

2018年3月以前にか強診・歯援診を届け出た医院は、2018年4月以降に要件を満たし、2020年3月末までに再度の届出をしなければ2020年4月からか強診・歯援診にかかる点数が算定できなくなる。変更となった、研修受講や算定実績などの要件を満たしている医院は、再度の届出をお忘れなく。協会は、2018年改定の要件を満たす研修会を企画している。

### 会員限定 歯初診・外来環・歯援診・か強診の施設基準に係る研修会

日時 2月16日(日) 午後2時30分~6時  
会場 M&Dホール  
講師 足立了平氏(医療法人関田会ときわ病院歯科口腔外科部長)  
会費 5千円 定員 140人  
※遅刻・途中退出された場合は修了証を発行できません。